福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則について

|  |
| --- |
| 福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）新旧対照表 |

| 改 正 案 | 現 行 |
| --- | --- |
| （条例別表第二の規則で定める事務） | （条例別表第二の規則で定める事務） |
| 第十二条　（略）  ２～10　（略） | 第十二条　（略）  ２～10　（略） |
| 11　条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。  　一～六　（略）  　七　行政措置として生活保護法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における進学  ・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  　八・九　（略）  12～14　（略） | 11　条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。  　一～六　（略）  七　行政措置として生活保護法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  　八・九　（略）  12～14　（略） |